

現行					改訂版					
ページ	内容				ページ	内容				
裏表紙	裏表紙 2023.8				裏表紙	裏表紙 2025.4				
P6	(1) 特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が200m ² を超えるもの 〔注2〕 (1号)	○	○ (注3)	○ (注4)	○ (注5)	(1) 特殊建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が200m ² を超えるもの 〔注2〕 (1号)	○	○	○ (注3)	○ (注4)
	(2) 木造の建築物で次のいずれかに該当する場合 ① 階数が3以上のもの ② 延べ面積が500m ² を超えるもの ③ 高さが13mを超えるもの ④ 軒の高さが9mを超えるもの (2号)	○	○ (注3)	○ (注4)	不要	(2) 構造に関わらず ① 階数が2以上のもの ② 延べ面積が200m ² を超えるもの (2号)	○	○	○ (注3)	不要
	(3) 木造以外の建築物で、次のいずれかに該当する場合 ① 階数が2以上のもの ② 延べ面積が200m ² を超えるもの (3号)	○	○ (注3)	○ (注4)	不要					
	(4) 一般建築物 (上記(1)～(3)の大規模な建築物等に該当しない建築物、規模に関係なし) (4号)	○	○	不要	不要	(3) 構造に関わらず ① 階数が1かつ ② 延べ面積が200m ² 以下のもの (3号)	○	○	不要	不要
	〔注3〕増築しようという場合、建築物が増築後において(1)～(3)の大規模なものとなる場合は必要。 〔注4〕大規模の修繕・模様替とは、建築物の主要構造部の1種以上について行う過半の修繕・模様替。 〔注5〕建築物の用途を変更して、(1)の特殊建築物の用途のいずれかとする場合に必要。ただし、類似の用途相互間の用途変更(映画館を劇場、旅館をホテル、下宿を寄宿舍にする等)の場合は不要。 〔注6〕都道府県知事は、～					同				
〔注3〕大規模の修繕・模様替とは、建築物の主要構造部の1種以上について行う過半の修繕・模様替。 〔注4〕建築物の用途を変更して、(1)の特殊建築物の用途のいずれかとする場合に必要。ただし、類似の用途相互間の用途変更(映画館を劇場、旅館をホテル、下宿を寄宿舍にする等)の場合は不要。 〔注5〕都道府県知事は、～										